

寿都町 対話の場（第1回）

次 第

1. 日時：2021年4月14日（水）18：30～20：40

2. 場所：寿都町総合文化センター ウイズコム

3. 次第：

（1）挨拶

- 寿都町 町長 片岡 春雄
- 経済産業省
首席エネルギー・地域政策統括調整官
小澤 典明

（2）ファシリテーター挨拶等

- ファシリテーター挨拶・自己紹介
- 対話の場のルールについて説明

（3）ワークショップ（映像のみ公開）

- 地層処分について思うこと（ファシリテーターの進行による対話・意見交換 途中休憩あり）
- 会則等に関する説明（事務局）
- 振り返り（公開）

以 上

寿都町対話の場会則（案）

寿都町における「対話の場」の運営について、以下のとおり定める。

（名称）

第1条 この会の名称は、「寿都町対話の場」（以下、本会）とする。

（目的）

第2条 本会は、高レベル放射性廃棄物の地層処分事業（以下「地層処分事業」という。）について、その仕組みや安全確保の考え方、文献調査の進捗状況等の情報をもとに意見交換を行うこと、及び地域の将来ビジョンに資する取り組みについて意見交換を行うこと、を通じ広く寿都町民に地層処分事業等の理解を深めていただくことを目的とする。

2 本会は前項の目的の実現のため、会員の合議に基づき運営する。

（活動）

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- （1） 本会の活動内容等を町及び町民へ報告・情報提供すること。
- （2） 前条に掲げる議論を町の中でさらに拡大・展開するため、様々な活動を企画すること。
- （3） その他本会の目的を達成するために必要と認められる活動。

（組織）

第4条 本会は、町の指名により選定された20歳以上の町内在住者による20名程度の会員をもって構成する。

- 2 会員は、お互いの意見を尊重し、穏健な運営に努める。
- 3 本会には、会員以外の者を出席させ、説明を求めることができる。

（任期）

第5条 会員の任期は、対話の場第1回開催の日より1年間とし、再任を妨げない。

- 2 会員は、事故その他やむを得ない理由があるときは辞任することができる。
- 3 会員に欠員がある場合は、補充することができる。

（ファシリテーター等）

第6条 本会には、主に進行役を務めるファシリテーターを参加させる。

- 2 本会には、説明、質疑応答等のため、原則、国及び原子力発電環境整備

機構（以下「NUMO」という。）の職員を参加させる。

3 本会には、必要に応じて、オブザーバーを参加させることができる。

（会員の権利と責務）

第7条 会員は、本会において自由に発言することができる。ただし、発言は、本会の目的、及び活動内容に資するものに限ることとし、詳細は別途定める。

（対話の場の公開）

第8条 本会の運営にあたっては、会の透明性を確保するとともに、会員がそれぞれの立場を超えて相互に忌憚なく自由闊達な意見交換が行われることに十分配慮する。

（謝金）

第9条 本会の開催に当たっては、会員に、「寿都町委員等の報酬及び費用弁償条例」に準じて、謝金（交通費含む）を支払うことができる。

2 本会の開催に伴う会員の事故等に備え、損害保険を担保する。

（事務局）

第10条 本会の運営を円滑に遂行するため、事務局を設置する。

2 事務局はNUMOが行い、運営に必要な経費については、NUMOが負担する。

3 寿都町は事務局であるNUMOと連携し、協力する。

4 その他本会の運営に必要な事項については、必要に応じて会員に諮る。

附則

この会則は令和3年〇月〇日から施行する。

第1回 寿都町対話の場 の方法について 【ご提案】

2021年4月14日
ファシリテーターチーム

【対話の場の目的】

- 「**対話の場**」では、地域の皆さまと、地層処分の技術的な内容やその安全性を含む事業に関する情報、地域の現状や課題、将来ビジョン等について情報共有し、質疑応答や意見交換、国やNUMOへの情報の提供依頼などを議論をいただくことを想定しています。
- 「**対話の場**」に参加していない町内の皆さまにも地層処分事業について検討する際の参考になるような場の構築を考えています。
- 「**対話の場**」は、あくまでも情報提供や意見交換の場であり、概要調査の受け入れ諾否などを決める場ではありません。

【場づくりの考え方】

- 場の主役は会員の皆さまです。議事の内容や方法については皆さまが話し合いの中で決めていきます。
- 第1回目は、皆さまのご負担の軽減を考え、ファシリテーターチームから、対話のルールたたき台や方法をご準備いたしました。
- 対話の方法やルールは、話し合いの経験や皆さまのご意見を踏まえ、よりよい内容に工夫していければと考えています。
- 皆様にとって、できる限り負荷を軽減し、意義を感じられるような場づくりを支援させていただければと考えています。

2

【第1回目の対話の場のルール案】

【全体のルール】

- 1) 対話の場は、会員が民主的に運営します。
- 2) ファシリテーター及び事務局は中立公正な立場から、対話が円滑かつ民主的に進むようお手伝いします。
- 3) 会員は、お互いの立場を尊重し、平等で居心地の良い場の構築に努めます。
- 4) 会員は、所属の団体等の立場だけでなく、個人個人の価値観の多様性を尊重した対話に努めます。

3

【発言や情報発信のルール】

- 1) 対話の場はファシリテーターの支援により、進行します。
- 2) 会員及び関係者（ファシリテーターを含む。以下、関係者）は人権を尊重し、自由で平等な対話を担保するため、対話の場における発言者に関する情報や発言内容について、いかなる方法、内容であっても外部に向けた説明、発信をご遠慮ください。
- 3) 会員及び関係者は、特定の個人や組織に対する批判、誹謗中傷は対話の場の進行中だけではなく、終了後も含め、いかなる方法であってもご遠慮ください。

【補足】

対話の場には、様々な懸念や不安を感じながら、ご参加戴いていると思います。個人の発言内容が特定されることをご心配される方もいらっしゃるため、こうした方々への配慮を考えました。

ルール2)、3)は会員の「誰」が発言した内容であることを外部に向けて発信することをご遠慮いただく趣旨で設定したものです。これは、本人が発言した内容や、「対話の場」における議論の内容を外部に発信することを否定するものではありません。

- 4) 場の主役は会員の皆さまです。発言や情報発信の方法についても、皆さまの話し合いの中で決めていきます。

4

【公開のルール】

対話の場の公開の方法等は、会員の人権と意思を尊重した上で、皆さまが選ぶものですが、立場を超えて自由な意見を言えるようにすることと、ここでの議論の様子や結果については、参加者以外の住民の方々にも広くお知らせすることが重要という観点から、第1回目については、以下の案では如何でしょうか？

- 1) 対話の場の記録は、発言者個人が特定されないようにするなど、個人情報保護に留意した上で、配布資料、ワークショップ等で用いた付せん、模造紙やそれらの電子化されたファイル、会場で使用されたもので構成し、全て公開されるものとします。
- 2) 対話の場の様子は、オンラインで配信しますが、ワークショップの部分は、個人が特定できないように撮影し、消音します。
- 3) ワークショップの振り返りは、肖像権や個人情報に配慮した上で、公開いたします。

【その他】

- 1) 会員及びその関係者は対話の場の会場周辺を穏やかな雰囲気を保つことに努めます。
- 2) 対話の場では、宗教や営利を目的とする活動等をご遠慮ください。

5

【第1回目対話の場の方法（ご提案）】

時刻	内容
18:30	開会
18:30 - 18:35	開会挨拶
18:35 - 18:40	<ul style="list-style-type: none"> ・対話の方法、対話のルールの提案。意思確認。 ・全体の流れについて説明。
18:40 - 18:45	スタッフ紹介 →各班に分かれます。アイスブレイク（自己紹介など。）
18:45 - 19:00	ワークショップ1 高レベル放射性廃棄物処分場選定に関する文献調査について、思うこと、質問、懸念、課題など、なんでも付せんに書きます。今後の対話の場の進め方の基礎になるものです。 →皆さまから多くの意見や思いをいただくのが目的です。
19:00 - 19:45	ワークショップ2 付せんに書かれたことをテーブルファシの支援により各班でまとめます。
19:45 - 19:55	休憩
19:55 - 20:15	発表（班ごとに話し合われたことをテーブルファシが発表します。多様な考え方を共有し、ディスカッションを通じてお互いの考え方の違いや共通点を理解します。）
20:15 - 20:20	会則の扱いを連絡
20:20 - 20:35	振り返り（ファシの司会で今日話し合われたことを振り返り、次回への展開について理解します。）
20:35 - 20:40	閉会 ・次回案内/事務連絡